



# 栃木県公報

平成 28 年  
6 月 7 日(火)  
第2789号

## 目 次

### 告 示

○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	567
○と畜場番号を定める告示の一部改正	567
○公印の廃止	567
○予定保安林	568
○県営土地改良事業計画変更の決定	570
○道路の区域の変更	570
○道路の供用開始	570

### 公 告

○県営土地改良事業に係る換地処分	571
○平成28年度屋外広告物講習会の開催	571
○都市計画変更図書の写しの縦覧	572
○同	572
○同	572
○同	573

## 告 示

### 栃木県告示第三百十五号

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成二十八年度分の補助金等から適用する。

平成二十八年六月七日

栃木県知事 福田 富一

環境森林部の部環境森林政策課の款中栃木県電気自動車等充電設備設置事業費補助金の項を削る。

（環境森林政策課）

### 栃木県告示第三百十六号

と畜場番号を定める告示（昭和五十四年栃木県告示第三百四十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月七日

栃木県知事 福田 富一

表中「畜産草地研究所那須研究拠点」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 畜産研究部門 畜産飼料作研究拠点」に改める。

（生活衛生課）

### 栃木県告示第317号

次の公印を廃止したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。

平成28年 6月 7日

栃木県知事 福田 富一

名 称	寸 法 (ミリメートル)	書 体	用 途	廃 止 期 日	廃 止 理 由
栃 木 県 大 田 原 土 木 事 務 所 長 之 印	方20	て ん 書	一 般 文 書 用	平 成 28 年 3 月 31 日	摩 耗 の た め

(文書学事課)

栃木県告示第318号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成28年6月7日

栃木県知事 福 田 富 一

I

- 1 保安林予定森林の所在場所  
日光市長畑字海道上2824、2824-2、字沢畑2823-2
  - 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字海道上2824-2・字沢畑2823-2（次の図に示す部分に限る。）所在の森林
      - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び日光市役所に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 1 保安林予定森林の所在場所  
芳賀郡茂木町大字飯字梨沢28-1、33-1、34、字小橋台35、36、43、字山ノ神44-1、字堂ノ上121-1、122-1、字堂ノ入139-1、字仁王ヶ入154-8、字坂下184-3、191-1、196-1
  - 2 指定の目的  
水源の涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

III

- 1 保安林予定森林の所在場所

大田原市佐久山字岡田1983-3、1984

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

IV

1 保安林予定森林の所在場所

那須烏山市興野字幕焼沢2317-8

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

V

1 保安林予定森林の所在場所

那須烏山市大沢字四貫測1247-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

VI

1 保安林予定森林の所在場所

那須烏山市下境字山ノ根上3194、3195-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山ノ根上3195-1（次の図に示す部分に限る。）所在の森林

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備えて縦覧に供する。）

（森林整備課）

栃木県告示第319号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

平成28年6月7日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営明神地区土地改良（区画整理）事業	平成28年6月8日から同年7月5日まで	平成28年7月20日	上都賀農業振興事務所

（農地整備課）

栃木県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年6月7日から同年7月6日まで一般の縦覧に供する。

平成28年6月7日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 足利千代田線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
38	前	足利市堀込町字大天伯2767-2 から 足利市堀込町字大天伯2767-2 まで	15.0～15.0	19.6	
	後	足利市堀込町字大天伯2767-2 から 足利市堀込町字大天伯2767-2 まで	15.0～21.2	19.6	

栃木県告示第321号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成28年6月7日から同年7月6日まで一般の縦

覽に供する。

平成28年6月7日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
38	主 要 地 方 道 足 利 千 代 田 線	足利市堀込町字大天伯2769-1 から 足利市堀込町字原2098-1 まで	平成28年6月7日

(道路保全課)

## 公 告

### ○県営土地改良事業に係る換地処分

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営針ヶ谷地区土地改良（区画整理）事業内の土地について次のとおり換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成28年6月7日

栃木県知事 福 田 富 一

- 換地処分の年月日  
平成28年5月30日
- 換地処分の内容  
平成28年3月15日付け栃木県告示第128号で公告した換地計画のとおり。

(農地整備課)

### ○平成28年度屋外広告物講習会の開催

栃木県屋外広告物条例（昭和39年栃木県条例第64号）第27条第1項の規定により平成28年度屋外広告物講習会を開催するので、栃木県屋外広告物条例施行規則（平成11年栃木県規則第46号）第18条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成28年6月7日

栃木県知事 福 田 富 一

- 日時  
平成28年8月23日（火） 午前9時10分から午後4時40分まで
- 場所  
宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁東館4階 講堂
- 受講定員  
100名
- 講習課程
  - 屋外広告物の法令に関する課程
  - 屋外広告物の表示の方法に関する課程
  - 屋外広告物の施工に関する課程
- 受講手続
  - 提出書類、提出先及び提出方法  
屋外広告物講習会受講申請書に所定の事項を記入し、受講手数料として3,600円分の栃木県収入証紙及び写真（申請前6月以内に無帽子で正面から上半身を撮影した縦5センチメートル、横4センチメートルのもの）1枚を屋外広告物講習会受講申請書に貼付の上、最寄りの土木事務所屋外広告物担当窓口を持参すること（郵送では受け付けない。）  
なお、屋外広告物講習会受講申請書を受け付けた後は、受講手数料は返還しない。
  - 受付期間及び受付時間

平成28年7月11日（月）から同月22日（金）までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、定員に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ることがある。）

#### 6 講習課程の一部免除

次のいずれかに該当する者については、講習課程のうち屋外広告物の施工に関する課程が免除されるので、屋外広告物講習会受講申請書にその者であることを証する書面又はその写しを添付すること。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号から第3号までに掲げるいずれかの種類の主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第20条に規定する公共職業訓練若しくは同法第24条第3項に規定する認定職業訓練の課程（帆布製品製造科に係るものに限る。）を修了した者、同法第28条第2項に規定する職業訓練指導員免許（帆布製品製造科に係るものに限る。）を有する者、同法第44条第2項に規定する技能検定（帆布製品製造科に係るものに限る。）に合格した者又は職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法第8条第1号に規定する養成訓練若しくは同条第3号に規定する能力再開発訓練の課程（帆布製品製造科に係るものに限る。）を修了した者

#### 7 その他

- (1) 屋外広告物講習会案内及び屋外広告物講習会受講申請書は、各土木事務所で配布するほか、栃木県県土整備部都市計画課のホームページ（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/h08/town/machidukuri/keikan/071.html>）からダウンロードすることができる。

なお、郵送を希望する場合は、封筒の表に「屋外広告物講習会案内希望」と朱書し、角2の返信用封筒（宛先を明記し、120円切手を貼付したもの）を同封の上、栃木県県土整備部都市計画課宛て請求すること。

- (2) 講習会に関する問合せ先

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20

栃木県県土整備部都市計画課景観づくり担当

電話番号 028-623-2463

---

#### ○都市計画変更図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成28年5月31日に変更した、宇都宮都市計画道路の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成28年6月7日

栃木県知事 福田 富一

---

#### ○都市計画変更図書の写しの縦覧

宇都宮市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成28年5月31日に変更した、宇都宮都市計画地区計画の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成28年6月7日

栃木県知事 福田 富一

---

#### ○都市計画変更図書の写しの縦覧

芳賀町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成28年5月31日に変更した、宇都宮都市計画道路の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成28年6月7日

栃木県知事 福 田 富 一

○都市計画変更図書の写しの縦覧

芳賀町が都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により平成28年5月31日に変更した、宇都宮都市計画公園の関係図書の写しを同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成28年6月7日

栃木県知事 福 田 富 一  
(都市計画課)